

## 株式交付制度について(①)

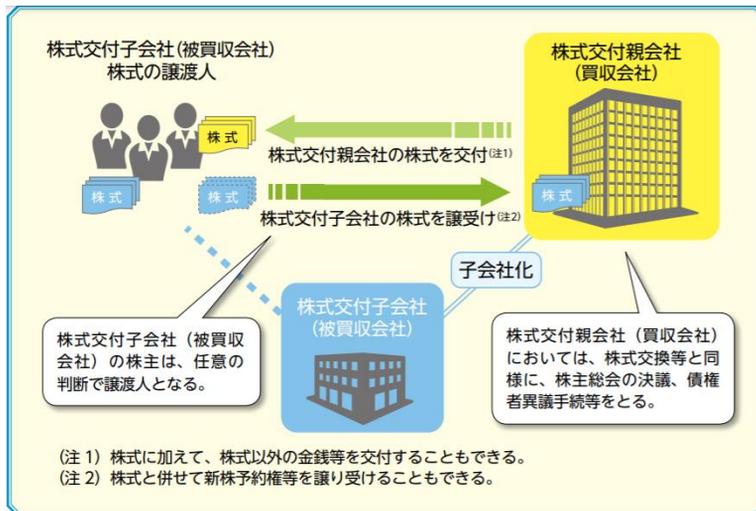
「株式交付制度」について、  
全2回にわたり紹介します。

右記目次に倣い、法務上のポイント、  
税務上のポイントを交えながら解説し  
ていきます。

1. 株式交付制度の概要
2. 株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例
  - (1) 株式交付割合の算定基準日  
(混合対価割合の判定時期)
  - (2) 対象会社株主が外国法人、  
非居住者である場合の課税関係
3. 株式交付制度の手続きの流れ

### 1. 株式交付制度の概要

株式交付は、株式会社が他の株式会社を子会社とするために、当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対価として自社の株式を交付することができる制度です。



出典：法務省パンフレット「会社法が改正されます」5頁



### 法務ポイント



ホウムちゃん

株式会社が他の株式会社を新たにその子会社とする場合に限り、利用することができます。

すでに子会社となっている会社の株式を追加で取得しようとする場合にはこの制度を利用できません。

対象となる会社は株式会社のみとなります(持分会社、外国会社は含みません)。

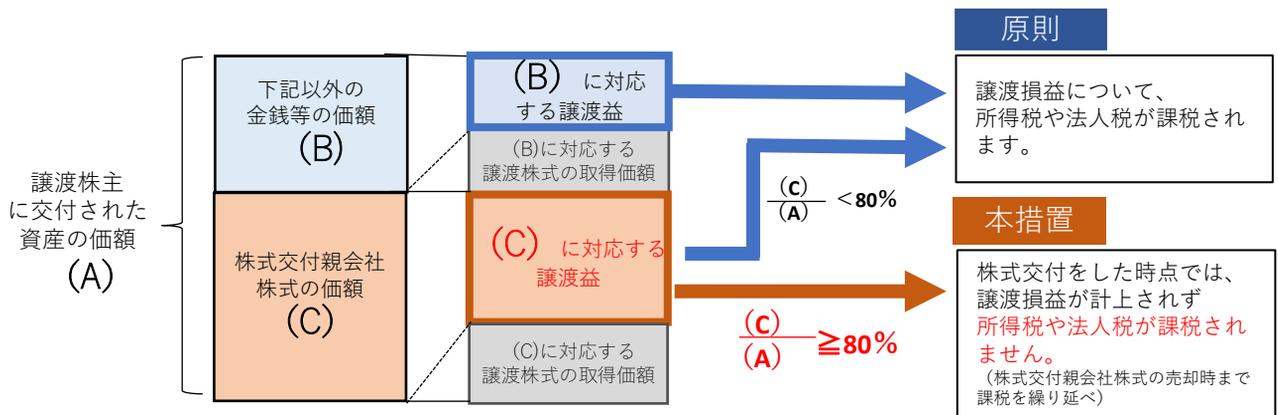
## 2. 株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例

個人や法人が、株式交付によりその所有株式を譲渡した場合（株式交付割合（※）が80%以上の場合に限り。）には、株式交付親会社株式に対応する譲渡損益の計上が繰り延べられます。

（※）株式交付割合とは、下図（C） / （A）の割合をいいます。

（C）=株式交付により譲渡株主に交付された株式交付親会社株式の価額

（A）=株式交付により譲渡株主に交付された資産の価額



### ！ 税務ポイント



ゼイムちゃん

譲渡株主が譲渡する株式交付子会社の株式又は交付を受ける株式交付親会社株式が無議決権株式であっても、諸条件を満たせば本特例は適用されます。

譲渡損益計上の繰延べの要件である株式交付割合は、課税上弊害がない限り、株式交付計画に記載された交付比率の基準となった算定基準日の株価により計算しても差し支えありません。詳細は次頁（1）をご参照ください。

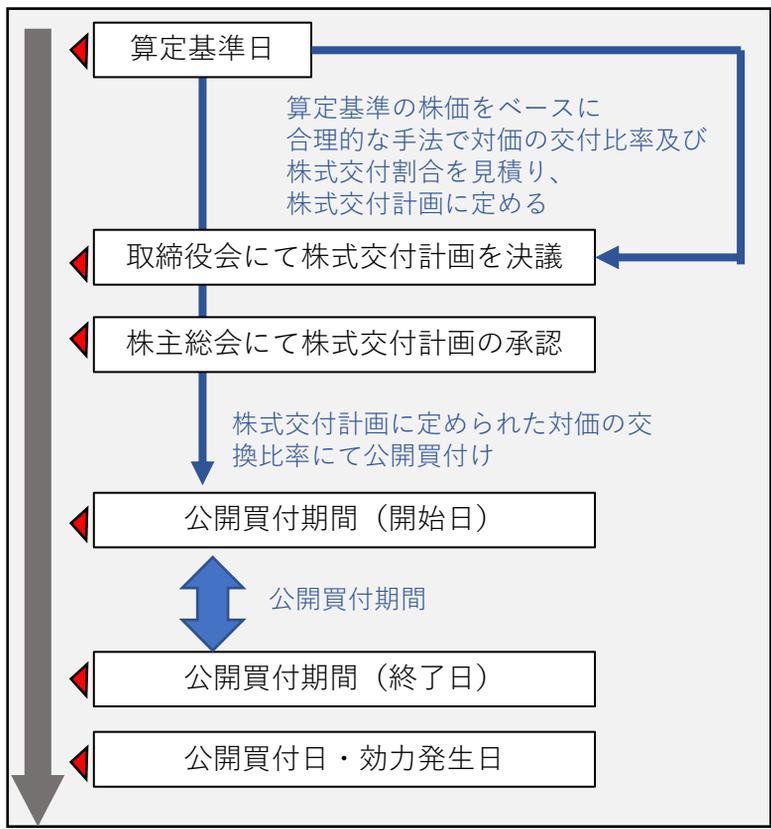
法人の確定申告書には、株式交付計画書の写し、譲渡株主から移転を受けた資産等の種類、その他組織再編成に係る主要な事項に関する明細書、譲渡株主に交付した株式その他の資産の数又は価額の算定根拠を明らかにする事項を記載した書類を添付する必要があります。

外国法人・非居住者が譲渡株主であって、その株式譲渡に係る所得がP E 帰属所得（※）に該当する場合には本特例の適用があります。

※P E 帰属所得とは、外国法人・非居住者の日本に有する恒久的施設（Permanent Establishment：P E）に帰属すべき所得のことをいいます。

詳細は次頁（2）をご参照ください。

(1) 株式交付割合の判定時期



税務ポイント



課税繰延の要件である「金銭等が20%以下」の要件の判定については、株式交付親会社の株式の時価は、原則として算定基準日の株価をベースに合理的な方法で算定を行った株式の価額（交付比率の基礎とされた株価）を用いる。

譲渡損益の計算上は、効力発生日の株式の価額を用いる。

(2) 対象会社株主が外国法人・非居住者である場合の課税関係

株主である外国法人等の区分		対象会社株式 (旧株)	対象会社株式の譲渡損益課税の取扱い	
			対価が買収会社株式に対応する部分	対価が左記以外の資産 (金銭等) に対応する部分
PEを有する外国法人等	PE帰属	PE管理株式	課税繰延 ※交付をうけた買収会社株式の価額が交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額の80%に満たない場合は課税	課税
	PE非帰属	事業譲渡類似株式、不動産化体株式 等	課税	課税
		その他	課税なし ※国内源泉所得に該当しない	課税なし ※国内源泉所得に該当しない
PEを有しない外国法人等		事業譲渡類似株式、不動産化体株式 等	課税	課税
		その他	課税なし ※国内源泉所得に該当しない	課税なし ※国内源泉所得に該当しない

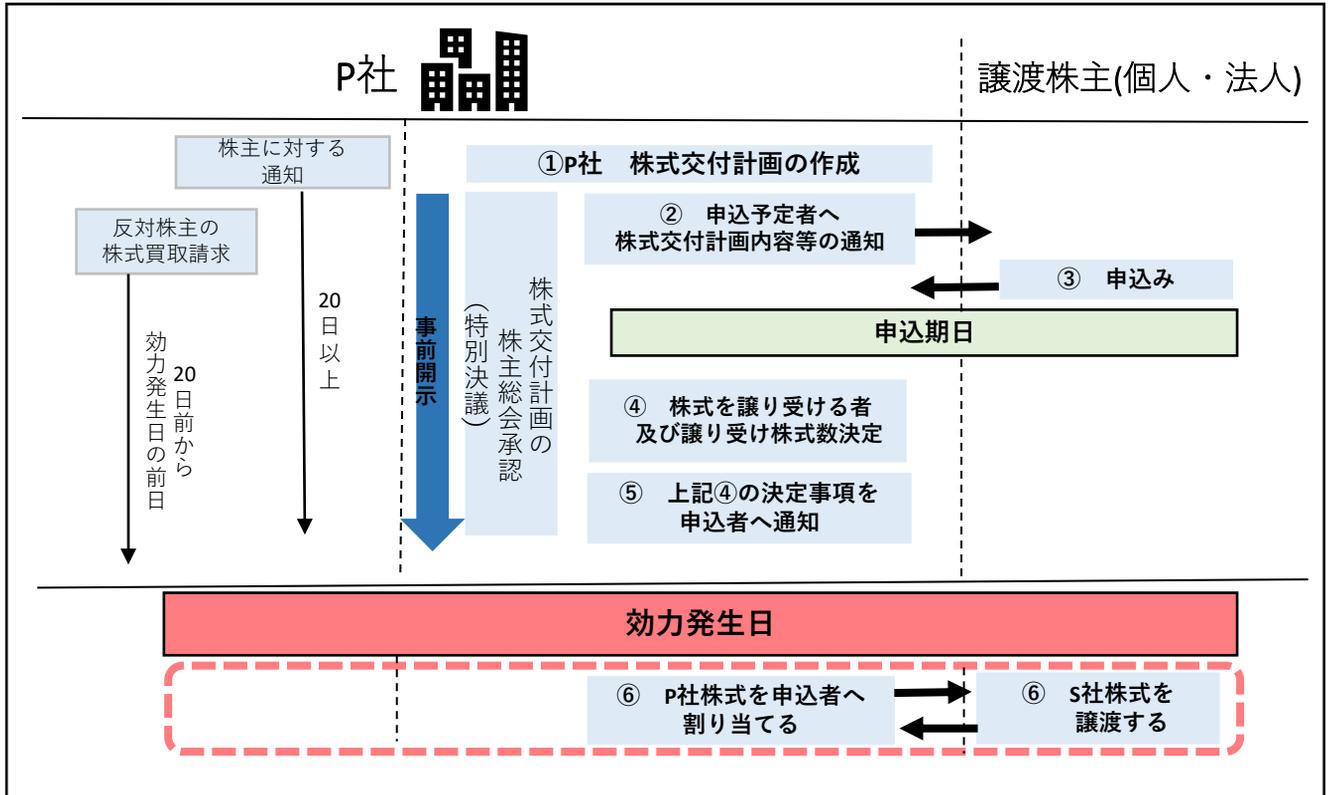
### 3. 株式交付制度の手続きの流れ



#### 具体例

- ① P社において、株式交付計画を作成する。
- ② P社は株式の譲渡の申し込みをしようとする譲渡株主に対し、P社の商号や株式交付計画の内容等を通知する。
- ③ 株式の譲渡の申し込みをしようとする譲渡株主は、申込期日までに、書面により申し込みを行う。
- ④ P社は、申込期日後、申込者の中から株式を譲り受ける株主及び譲り受ける株式数を決定する。
- ⑤ P社は、効力発生日の前日までに、上記④の決定事項を申込者に通知する。
- ⑥ 効力発生日に譲渡株主は株式の譲渡人となり、P社の株式の割り当てを受けて、P社の株主となる。

#### 図解



※ 株式交付親会社 (P社) は種類株式交付会社ではないこと、また、株式交付の対価が株式交付親会社 (P社) の株式であることが前提  
 ※ 効力発生日後6ヶ月を経過するまでに、P社は事後開示手続きを実施する必要がある。

※ 株式交付計画の記載内容は以下①～⑦である

- |  |  |
|--|--|
| ① 株式交付子会社の商号及び住所   | ② 株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限   |
| ③ 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対価として交付する株式交付親会社の株式の数又はその数の算定方法 | ④ 株式交付親会社の資本金及び準備金の額に関する事項               |
| ④ 株式交付親会社の資本金及び準備金の額に関する事項                                       | ⑤ 株式交付子会社の株式の譲渡人に対する株式交付親会社の株式の割当てに関する事項 |
| ⑥ 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みの期日  | ⑦ 効力発生日 等                                |

株式会社青山財産ネットワークス（以下「当社」といいます。）のウェブサイト（以下「本サイト」といいます。）から資料（以下「本資料」といいます。）をダウンロードする場合は、下記の事項に同意したうえで、当該事項を遵守し、本資料をご利用下さい。

## 著作権

本資料の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含みます。）、商標権、その他知的財産権、肖像権等の権利（以下総称して「知的財産権等」といいます。）は、当社又は正当な権原を有する第三者に帰属します。

## 禁止事項

1. 本サイトで配布する本資料を当社が別途許可する範囲を超えて加工する行為や、改変する行為は禁止します。
2. 本サイトで配布する本資料の内容を、当社が事前に承諾した場合を除き、本サイト以外のウェブサイトにおいて転載する行為は禁止します。
3. 本サイトで配布する本資料を複製、譲渡、貸与、頒布、二次配布、公衆送信化するなどの著作権を侵害する行為は禁止します。
4. 本サイトで配布する本資料の公序良俗に反する内容・目的での使用、その他、犯罪・違法行為での使用は禁止します。
5. 上記各禁止事項に違反されたご使用があった場合、当社はいつでもその使用を禁止することができるものとします。

## 免責事項

1. 本サイトで配布する本資料は予告なく内容の変更や削除を行う場合があります。
2. 本サイトで配布する本資料のご利用はご利用者様の責任においてなされるものとします。また、その利用によって生じたいかなるトラブル・損害等について、当社は一切責任を負わないものとします。